

快適なくらしのために



竹原市建設部下水道課

はじめに

竹原市では、市民の皆様の安全で快適な暮らしのために、下水道整備に取り組んでいます。

このたび、皆様の地区も公共下水道の整備が完了し処理区域となり、水洗化が可能となりました。

このように整備された公共下水道も地区に居住される皆様に積極的に活用していただかなければ、巨費を投じて建設した下水道の効用が発揮できないことになります。

このパンフレットは、一日も早く皆様に水洗化工事を行っていただくために、工事内容や貸付制度等についての手続きや注意事項をまとめたものです。

下水道の役割

水洗便所が使えます



周辺の環境がよくなります



雨水をすばやく流します



川や海がきれいになります



も く じ

- | | | | | | |
|---|--------------|---|---|--------------|----|
| 1 | 一日も早く水洗化を! | 1 | 5 | 排水設備の維持管理 | 6 |
| 2 | 工事にあたって | 2 | 6 | 受益者負担金がかかります | 8 |
| 3 | 工事の手順 | 3 | 7 | 下水道使用料がかかります | 12 |
| 4 | 貸付制度をご利用ください | 4 | | | |

1 一日も早く水洗化を!

水洗化されると…

- くみ取便所特有のいやな臭いなくなります。
- 汚水はすべて下水管に流されるので、ドブがなくなりハエや蚊などもいなくなり衛生的です。
- 幼い子供さんやお年寄りでも安心して用がたせます。
- し尿浄化槽の薬品代、汚泥の清掃費等が不要になります。



公共下水道への接続、水洗便所への改造は、あなたの義務です!

一日も早く、くみ取便所を水洗便所に改造するとともに、必要な排水設備（宅内の下水管やますなど）を設置し、公共下水道へ接続してください。

また、浄化槽を設置しておられる場合は、排水設備の設置にあわせて廃止工事（浄化槽を雨水貯留施設に改造するものを含む）をしてください。

排水設備の設置義務

建物の所有者は、すみやかに排水設備を設置することが義務づけられています。

（下水道法第10条）

また、し尿浄化槽を使用している家庭、事業所も、浄化槽を廃止して直接公共下水道へ接続していただきます。

水洗便所の改造義務

くみ取便所は、3年以内に水洗便所に改造していただくこととなります。

（下水道法第11条の3）

新築・増改築を行う建物は

処理区域内では、下水道へ接続する水洗便所以外の便所にはできません。

（建築基準法第31条）

2 工事にあたって

工事にあたっては所定の手続きを

工事をする前には、「排水設備等計画確認申請書」を提出してください。無届で工事を行うことは違反です。

申請書の市への提出は、あなたの委任を受けて竹原市排水設備指定工事店でも行います。



水洗化工事は市の指定工事店で

くみ取便所の改造工事や排水設備の設置工事（し尿浄化槽の廃止工事を含みます。）などの水洗化工事は衛生上非常に大切な工事です。

竹原市では、専門の資格者（排水設備工事責任技術者）を有する竹原市公共下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」といいます。）でなければ水洗化工事を施工できないことになっています。工事を依頼される際には、必ず指定工事店であることを確認してください。

水洗化工事の申込み方法

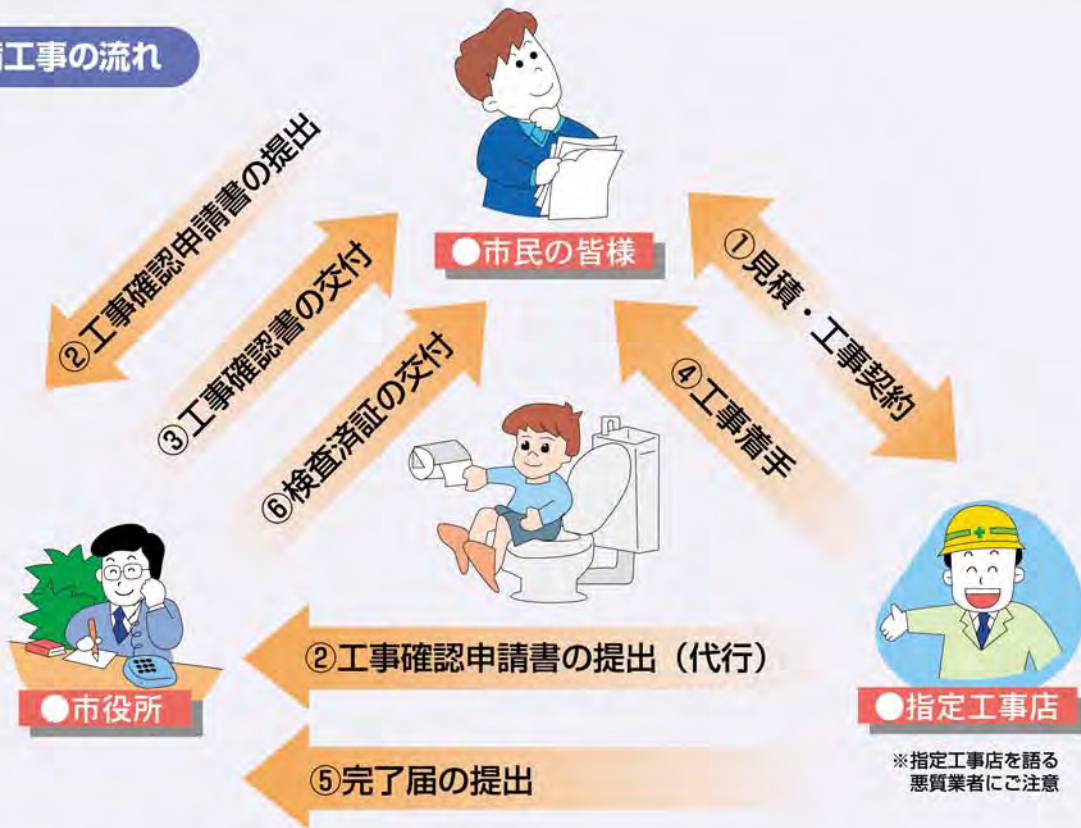
- 1 指定工事店一覧表を参照し電話などで直接申し込む方法
- 2 お宅へ工事の受注に訪問した指定工事店の営業担当者に申し込む方法

工事の契約は、皆様と指定工事店の間で行うものです。

工事内容、施工時期、契約金額（工事費用）等について、指定工事店とよく話し合い、十分納得の上契約するようにしましょう。

3 工事の手順

排水設備工事の流れ



工事の申込みから完了まで

- ① 工事の見積を依頼し指定工事店を決めて排水設備の工事契約を結びます。
排水設備工事は、市が指定した工事店でなければ工事を行うことができません。
- ② 市へ「排水設備工事確認申請書」を提出します。
「排水設備工事確認申請書」の作成、提出は工事店でも代行できます。申請には依頼者の押印が必要ですので、内容をよく確認して押印してください。
- ③ 市では、「排水設備工事確認申請書」を審査します。
審査に合格すると排水設備工事確認書を交付します。
- ④ 工事店は工事に着手します。
工事に要する日数は、一般住宅でくみ取便所の改造工事の場合、1週間位で、その内トイレが利用できないのは、2～3日程度です。(工事店に貸出の仮設トイレがあります。) 工事期間中は、なるべく工事に立会うようにしてください。
- ⑤ 工事店は市へ「排水設備工事完了届」、及び「公共下水道使用開始届」を提出し検査を受けます。
市では、排水設備工事の完了検査をします。
- ⑥ 検査合格後、「排水設備検査済証」を交付します。

排水設備工事にあたっての留意事項

最近指定工事店を名乗る「悪質業者」が戸別訪問し、高額な工事費を要求するなど悪徳商法にご注意ください。

4 貸付制度をご利用ください

市では、水洗便所の普及のために、くみ取便所を水洗便所に改造する資金、し尿浄化槽を廃止する資金を金融機関を通じて無利子でお貸ししています。

※ 貸付を希望される方は、工事契約時に市役所下水道課に申し出てください

貸付金額	1戸につき100万円以内
貸付利子	無利子
貸付時期	工事完了後
返済金額 (月額)	最高60月以内の元金均等月賦額



貸付（融資のあっせん）を受けられる人は

竹原市の下水道処理区域内に建物がある

- ① 市税及び下水道事業受益者負担金等を滞納していない人
- ② 貸付金の返済能力のある人
- ③ 連帯保証人（原則として竹原市に住所のある人）1名をたてられる人

融資あっせん申請に必要なもの（市役所下水道課へ提出）

- ① 納税証明書（竹原市に住所のある人及び竹原市内に土地・建物等をお持ちの人は、みなさまの承諾を得たものに限り、市で調査しますので不要です。）
- ② 連帯保証人（原則として竹原市に住所のある人。市外の方を連帯保証人とされる場合、所得等を証明する書類の添付が必要となります。）
- ③ 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書
- ④ 「工事契約書」及び「工事費内訳書」の写し

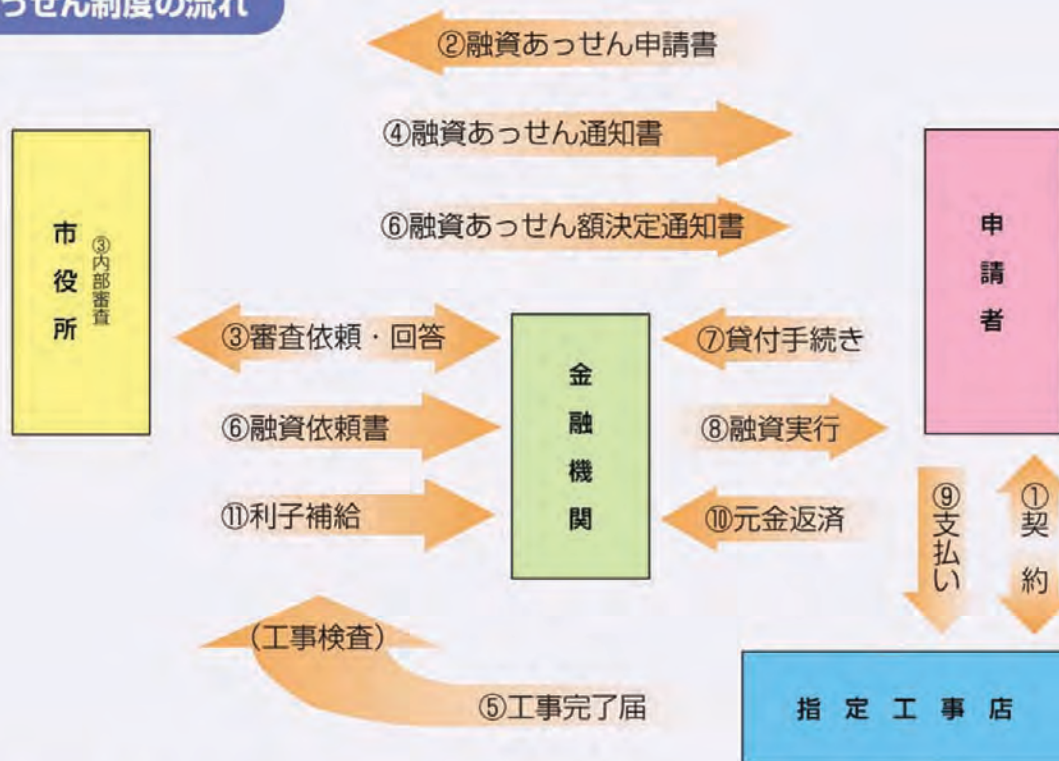
貸付に必要なもの（金融機関へ提出）

- ① 水洗便所改造資金融資あっせん決定通知書
- ② 改造工事検査完了通知書
- ③ その他取扱い金融機関が必要と認める書類

貸付指定金融機関

中国銀行竹原支店、広島銀行竹原支店、もみじ銀行竹原支店、中国労働金庫西条支店、呉信用金庫竹原支店・忠海支店、広島市信用組合竹原支店・荘野支店、竹原市内にある三原農協各支店

融資あっせん制度の流れ



融資あっせん及び利子補給制度の手順

- ① 申請者は工事店から見積などを依頼し、排水設備の工事契約を結びます。
- ② 融資を希望する申請者は、市へ工事確認申請と合わせて「融資あっせん申請書」を提出します。(提出については、工事店へ依頼することもできます。)
- ③ 市は内部審査を行うと同時に、同意に基づき金融機関へ審査依頼をし、可否を決定します。
- ④ 市は要件に適合した申請者に、「融資あっせん通知書」を送付し、申請者は工事着手します。
- ⑤ 工事店は工事が完了したら、市へ工事完了届を提出し検査を受けます。
- ⑥ 完了検査の結果、適正に施工されている場合には、市は申請者に「融資あっせん額決定通知書」を交付し、同時に金融機関へ融資依頼書を送付します。
- ⑦ 申請者は「融資あっせん額決定通知書」を添えて、金融機関で貸付手続きを行います。
- ⑧ 申請者は金融機関から融資を受けます。
- ⑨ 工事店へ工事代金の支払いをします。
- ⑩ 申請者は翌月から60月以内の分割（金融機関と申請者の間で決める）で元金の償還をします。
- ⑪ 市は各金融機関からの請求に基づき、利子部分の支払いを行います。

生活扶助世帯への補助制度

生活扶助を受けておられる世帯が、くみ取便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽の廃止工事をする場合は、補助金を交付しています。

工事をする前に、市役所下水道課へご相談ください。



5 排水設備の維持管理

排水設備を使用する中でさまざまなトラブル（故障）が発生することがあります。

多くは、ごく手軽に直せるものですが、故障を防止し、快適に利用していただくために、日頃から次の点にご注意ください。

雨水ますの清掃

雨水ますは底部がドロだめになっており、こまかな沈殿物がたまります。月1回程度、清掃してください。



簡単なつまりは？

排水口の近くの簡単なつまりは、市販のラバーカップで直せます。備えておくと便利です。



※悪質な「かたり商法」にご注意を!!

下水管やますなど排水設備の点検・清掃は、各家庭で行っていただくもので、市が業者に依頼することはありません。業者に依頼するときは、内容、費用を確認しましょう。

異物を流さない

台所・風呂場・洗濯場などの排水口から、新聞紙、野菜くず、脱脂綿、布きれ、油類などを流さないでください。便所ではトイレットペーパー以外のものを使用しないでください。



下水管を詰まらせないために…

下水道の適正維持管理のために、つぎのことにご協力をお願いします。

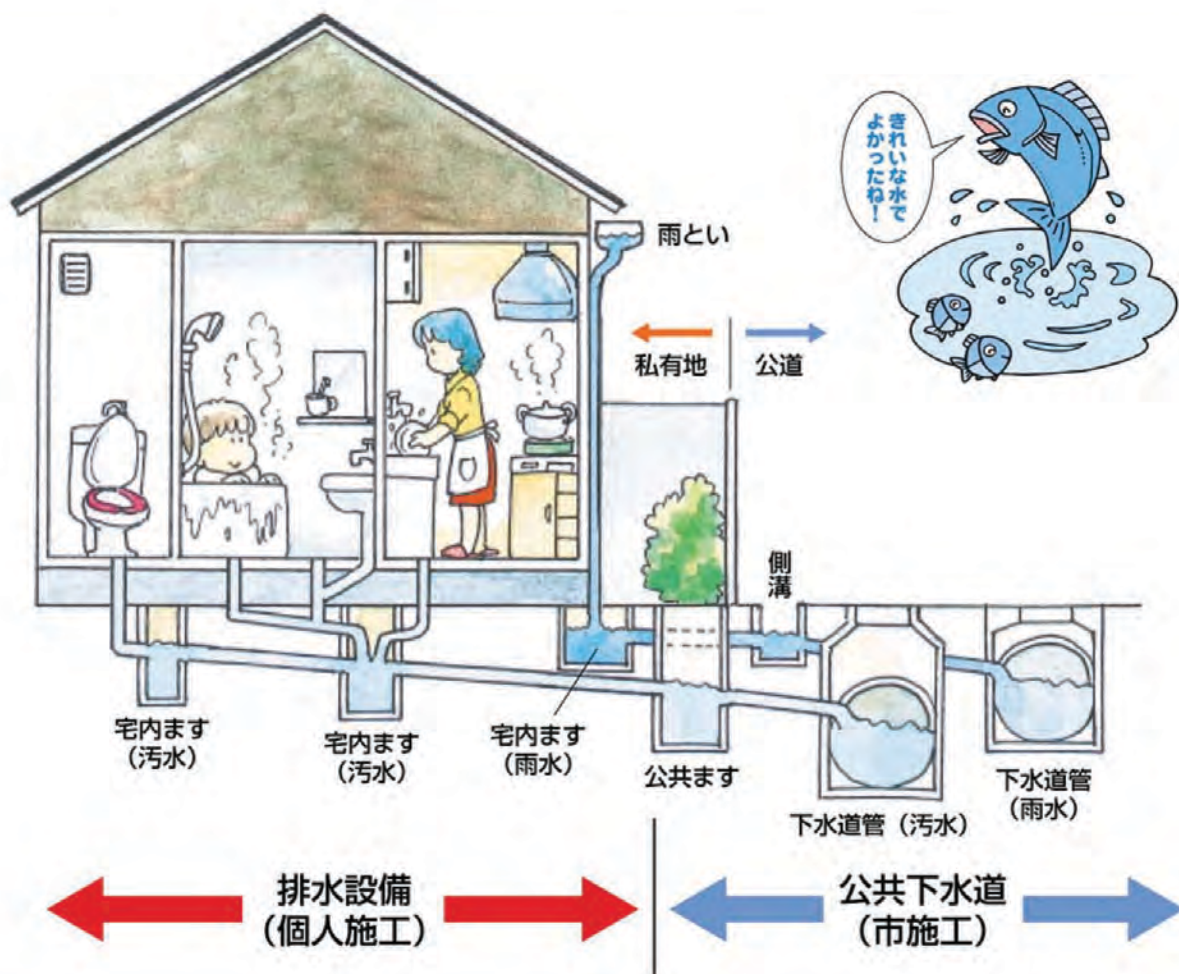
- 専用処理槽のない生ゴミ粉碎器（ディスポーザー）は使わないで
- 油や野菜くずを流さないで
- 溝やますにゴミを捨てないで
- トイレットペーパー以外は流さないで



みなさまの管理部分と市の管理部分

建物敷地内の排水設備の維持管理は、あなたの責任です。

(指定工事店の作成した図面は、大切に保管し維持管理に役立ててください。)



排水設備 (個人が管理する部分)	公共下水道 (市が管理する部分)
<p>排水設備</p> <p>(宅地内の下水管や水洗便所)の故障は、指定工事店へ連絡してください。</p> <p>(費用は、個人の負担になります)</p>	<p>公共下水道</p> <p>(公道内の下水管や公共ます、取付管)の故障は、市へ連絡してください。</p> <p>竹原市役所 下水道課 電話 (0846)22-7751</p>

6 受益者負担金がかかります

下水道が整備されることにより、その地域内では水洗便所の使用が可能になるばかりでなく、台所などの汚水が衛生的に排除でき、地域の生活環境そのものが大きく向上し、下水道は地域の価値を高める貴重な財産です。

しかしながら市が整備する公共下水道の建設には、膨大な費用がかかるうえ、道路、公園などと異なり、下水道整備による利益を受けることができるのは、下水道が整備された地域の人に限られます。

万一、この公共下水道の建設費を公費のみで賄おうとすれば、下水道の未整備地域の人にまで、負担していただくことになり、負担の公平を欠くことになります。

この公共下水道の整備によって利益を受ける皆様に、建設費の一部を負担していただき、これによって公共下水道の建設をさらに促進しようというのが「受益者負担金制度」です。

なお、受益者負担金は、税金などと異なり、利益を受ける土地に対し一度だけ納めていただくものです。



負担金は受益者に納めていただきます。

例1



土地所有者、家屋所有者、居住者が同一の場合の受益者は **A**

例2



家屋所有者と居住者が同一で、土地の所有者が異なる場合の受益者は **B**

例3



土地と家屋の所有者が同一で、居住者が異なる場合の受益者は **A**

例4



土地、家屋の所有者と居住者が、それぞれ異なる場合の受益者は **B**

① 賦課対象区域 (負担金を納めていただく区域) とは

原則として、前年度中に処理区域（下水道が整備され、汚水を下水処理場で処理することができる区域）となった区域を賦課対象区域として、年度の当初に告示します。

② 受益者 (負担金を納めていただく人) とは

賦課対象区域内にある土地の所有者が受益者となります。ただし、地上権、使用貸借権などの権利や目的となっている土地は、それぞれの権利者が受益者となります。

したがって、一時的な権利者や、アパートや借家に住んでいる人は、受益者にはなりません。

③ 受益者の申告

賦課対象区域の告示日（4月1日）現在において、当該区域内に土地を所有されている人については、「下水道事業受益者申告書」を4月下旬に送付しますので、別に市長が定める日までにこの申告をしてください。詳しくは、申告書に同封する「下水道事業受益者申告書について」をご覧ください。

なお、申告書を提出されない場合は、記載事項に相違がないものとして市長が認定し、賦課することとなりますので、ご注意ください。



④ 負担金の額

$$\text{1mあたり600円} \times \text{土地の面積(公簿面積)} = \text{負担金額}$$

受益者ごとに負担金の総額や各年度別の負担金額を決定し、8月初旬に各受益者に通知します。

⑤ 負担金を納める方法

負担金は、9回（年3回×3年）に分割して納めていただくことになっています。

（一括納付もできます。この場合には報奨金が交付されます。）

（例） 198㎡（約60坪）の土地の場合

負担金額 600円×198㎡＝118,800円

1回分の納付額 118,800円÷9回＝13,200円

納付通知書は、毎年9月初旬にお送りしますので、指定の金融機関などで納めてください。

※ 負担金を納期前に納められる場合、報奨金（最高 49%：限度額10万円）が交付されます。

（この場合、納付額は負担金額から報奨金の額を差し引いた額になります。）

⑥ 負担金の徴収猶予

①対象土地が耕作中の農地であるとき ②災害などに遭い納付が困難なときなどは、申請により一定の期間、負担金の徴収が猶予されます。

⑦ 負担金の減免

①公共性の著しい私道 ②墓地 ③学校・幼稚園の敷地 ④道路予定地 ⑤境内地、その他で一定の要件を満たすものは、申請により減免されます。

⑧ 受益者の変更

負担金の納付途中に、売買や相続などで土地所有者などの変更があった場合、受益者変更届を提出されれば、その提出日の翌日以降に納期限が到来する負担金の納付者は、新たな土地所有者になります。

土地登記簿の登記換えをただけでは受益者は変更になりませんので、受益者変更届を必ず提出してください。

負担金を納めていただくまで



↓ 下水道の整備



↓ 決定通知書の発送
(8月初旬)



↓ 申告書の発送
(4月下旬)



↓ 納入通知書の発行
(9月初旬)



受益者からの申告
(4月下旬～5月下旬)



負担金の納付
(3年間で9回の分割払い)

7 下水道使用料がかかります

公共下水道を使用し始めた日から、排出した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただくことになっております。

下水道使用料（以下「使用料」といいます。）は、1期（2か月分）ごとに水道料金と一緒に納めていただきます。

【汚水排出量の算定方法】

- ◎水道水の場合…水道の使用水量を汚水の排出量とします。
- ◎水道水以外の場合（地下水など）…一般家庭の場合は、居住者1人当たり1か月につき6^m使用したものとみなし、これに当該家庭の居住者数を乗じて得た量を排出量とします（このため、世帯人数に変更があった場合は、届出が必要です。）その他の場合は、使用形態を勘案して市長が認定します。
- ◎氷雪製造業等を営む事業所など、使用水量と実際の汚水排出量に著しい差がある場合…一定の基準を満たせば、申請により汚水排出量を減量して認定することができます。

【使用料の額】

（1期・2か月分）

右記の表により算定した額に、100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）になります。

計算例

1期（2か月分）41^mを排出の場合
（一般家庭汚水）

16 ^m までの料金	1,600円
17 ^m ～40 ^m	3,360円 = 140円×24 ^m
41 ^m	160円 = 160円×1 ^m
小 計	5,120円

5,120円×108/100=5,529円（円未満は切り捨て）



計算例

※料金は次の区分の合計額に消費税相当額を加算した額。()は税込金額。

種 別	使 用 料 (2月につき)			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1㎡につき)
一 般 用	16㎡まで	1,600円 (1,728円)	16㎡を超え 40㎡まで	140円 (151.2円)
			40㎡を超え 60㎡まで	160円 (172.8円)
			60㎡を超え 100㎡まで	180円 (194.4円)
			100㎡を超え 200㎡まで	190円 (205.2円)
			200㎡を超え 400㎡まで	200円 (216円)
			400㎡を超えるもの	230円 (248.4円)
一般公衆浴場	16㎡まで	1,600円 (1,728円)	16㎡を超え 40㎡まで	140円 (151.2円)
			40㎡を超えるもの	97円 (104.76円)
臨 時 用	20㎡まで	6,000円 (6,480円)	20㎡を超えるもの	470円 (507.6円)

(平成26年4月1日現在)

【使用料の減免】

生活保護世帯については、申請によって下水道使用料が減免されます。





竹原浄化センター

下水道なんでも相談

竹原市建設部下水道課

〒725-8666 竹原市中央5丁目1番35号

TEL (0846)22-7751

FAX (0846)22-1044